

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀地方法務局長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年2月21日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 2 作業期間 令和2年1月17日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 佐賀市川原町、西魚町、与賀町、伊勢町及び赤松町